

郡山市上下水道局企業職員の私有携帯電話の公務使用に関する要綱

平成26年4月1日制定

平成29年4月1日改正

平成2年4月1日改正

令和6年4月1日改正

[上下水道局総務課]

(目的)

第1条 この要綱は、公務の円滑かつ迅速な遂行のため、職員が個人で使用する携帯電話を公務上の理由により連絡するための通信機器として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 郡山市上下水道局の職員をいう。

(2) 私有携帯電話 職員が個人で使用している携帯電話をいう。

(3) サービス提供会社

職員が私有携帯電話を公務上の理由により使用した場合の費用を直接本市に一括請求するサービスを提供する会社をいう。

(4) 登録

私有携帯電話を公務に使用するに当たり、職員の氏名及び当該私有携帯電話番号等をサービス提供会社に登録することをいう。

(対象職員)

第3条 私有携帯電話を公務に使用することができる職員は、上下水道事業管理者及び本局企業職員とする。

(責務)

第4条 職員は、私有携帯電話の公務使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 上司の命令及び法令等の規定に反しないこと。

(2) 公務以外の目的で使用しないこと。

(登録等)

第5条 私有携帯電話を公務に使用をしようとする職員は、あらかじめ私有携帯電話公務使用申請書(別記様式。次条において「申請書」という。)に必要事項を記入し、所属長の承認を得て、総務課長に申請するものとする。

2 前項の規定は、私有携帯電話の登録の変更及び解除を行う場合に、準用する。

(登録の期限等)

第6条 前条第1項の規定による申請書による登録の期限は、当該申請書が提出された日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項に規定する期限は、申請書に係る登録の内容に変更が無いときは、当該申請書の提出によらずに、更新することができる。

(使用方法)

第7条 職員が私有携帯電話を公務で使用するときは、上下水道事業管理者の指定する方法により通話しなければならない。

(報告)

第8条 総務課長は、職員が私有携帯電話の公務使用を行った場合、サービス提供会社から送付される通話の利用明細書を確認することとし、必要に応じ、当該職員の所属長に状況を報告するものとする。

(登録の取消し)

第9条 上下水道事業管理者は、私有携帯電話の公務使用を登録した職員が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第4条の規定に反したと認められるとき。
- (2) 第5条第2項の規定により登録を解除する旨の申出があったとき。

(費用の負担)

第10条 特別の理由によるもののほか、第4条第2号の規定に反して私有携帯電話を公務以外の理由で使用したときは、上下水道事業管理者は、当該通話に要した費用を職員に対して請求することができる。

(故障等の処理)

第11条 私有携帯電話の公務での使用中に生じた破損、故障等については、当該私有携帯電話を所有する者の責任において、修繕等を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、私有携帯電話の公務使用に関し必要な事項は、上下水道事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

私有携帯電話公務使用申請書

年 月 日

上下水道事業管理者

所 属 課

所属長氏名

担当者職氏名

TEL

このことについて、下記のとおり申請します。

記

No	区 分	職員番号	氏 名	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				

備考 区分欄には、新規、変更又は解除と記入すること。